知っ得！ 納っ得！

TAXぺいじ

「税」特集号

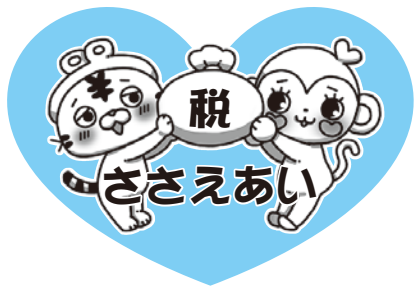

2月18日から税の申告が始まります！

申告方法や会場などの情報については本誌二面をご覧ください。

申告期限は
３月１５日まで

ねえねえ、税の申告ってなあに？

税の申告とは、１年間に自分の収入や所得、所得控除（税額を計算する上で所得から差し引ける金額のこと。配偶者控除や社会保険料控除、医療費控除など)の金額がどれくらいあったのかを申告することを言います。
例えば、次の３人はどのような申告をすれば良いのでしょうか？一緒に考えてみましょう。

目次

市民税・県民税、軽自動車税に関すること
・・・１、２ページ
固定資産税、都市計画税に関すること
・・・３ページ
納税に関すること・・・・・・・４ページ

私は申告するの？しないの？

私は68歳で年金生活をしています。
申告は必要ですか？

公的年金等の収入が400万円を超えなければ原則、申告は不要です。
ただし、医療費控除など、控除の追加をする場合は申告が必要です。

私は給与収入を得ている32歳のサラリーマンです。年末調整は会社で行いましたが医療費控除をしたいです。
どうすればいいですか？

住民税の減額だけを受けるなら市民税・県民税申告、所得税の還付も受けるなら確定申告をしてください。

私は自営業をしています。申告をする必要はありますか？

はい、あります。
所得税を納付することになる場合は確定申告、そうでない場合でも原則、市民税・県民税の申告が必要になります。

公的年金収入等があった人は、次ページのフローチャート**「年金収入がある方へ～私は申告するの？しないの？～」**で、給与収入があった人は**「給与収入がある方へ～私は申告するの？しないの？～」**で申告が必要かどうかをより詳しく確認できます。

所得税の確定申告について

お問い合わせは川口税務署まで
☎０４８－２５２－５１４１

市民税・県民税の申告について

個人の市民税・県民税は、毎年１月１日現在で草加市に居住している個人に対して前年中の所得をもとに課税されます。
そのため、前年中に収入があった人は、次の【市民税・県民税の申告をする必要がない人】を除いて原則申告が必要です。

【市民税・県民税の申告をする必要がない人】

次の①～③にあてはまる人は市民税・県民税の申告は必要ありません。

①所得税の確定申告をした人

②前年中、給与以外に収入が無く、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人

③前年中、公的年金等以外に収入が無く、公的年金等支払報告書が支払先から市役所に提出されている人

※ただし、所得控除を追加する場合は申告が必要です。

※前年中に収入が無かった人は、義務ではありませんが、収入が無かったという内容の市民税・県民税の申告をしていただくと非課税証明書の申請ができるようになるほか、一部の行政サービスに影響する場合があるため、申告をご案内しています。

給与支払報告書とは？

会社や個人事業主が給与の支払をした場合、翌年の１月３１日までに市区町村に提出する義務がある支払金額等を記載した書類です。

まれに提出されていない場合もありますので、給与支払報告書を市役所に提出しているかどうかは、勤務先にご確認ください。

税特集号に関するお問い合わせは☎048−922−0151（代表） 市民税課（1，2ページ）資産税課（３ページ）納税課（４ページ）

◇市民税・県民税について

問　市民税課　個人課税係 ☎048-922-1042

年金収入がある方へ
～私は申告するの？しないの？～

スタート!

- 外国の法令に基づく年金等がある
  - はい → 税務署に申告をする（確定申告）
  - いいえ ↓
- 公的年金等の収入が**４００万円**を超える
  - はい → 税務署に申告をする（確定申告）
  - いいえ ↓
- 公的年金等以外に他の所得（※）があり、その金額が２０万円を超える（給与・個人年金・営業・不動産等）
  - はい → 税務署に申告をする（確定申告）
  - いいえ ↓
- 源泉徴収税額がある
  - はい → 医療費控除や扶養控除など各種控除の追加により所得税が還付になる → はい → 税務署に申告をする（確定申告）
  - いいえ ↓
- すべての所得（※）の合計が３１万５,０００円を超える
  - はい → 源泉徴収票の内容に追加・変更があるなど、申告をすると市民税・県民税の税額が変わる（公的年金等以外に他の所得がある、医療費控除、扶養控除、生命保険料控除などの各種控除を追加するなど）
    - はい → 市役所に申告をする（市民税・県民税申告）
    - いいえ → 申告の必要はありません
  - いいえ → 申告の必要はありません

※所得とは？

収入から必要経費を引いた残りの金額のことです（給与や公的年金等の場合は、決められた計算式により求めます）。
それぞれの所得を別々に計算し、合算した金額がすべての所得の合計となります。

【参考】所得の求め方

- 給与収入が１６１万９千円未満の場合
  給与収入－６５万円
- 公的年金等の収入が１３０万円未満（６５歳未満）の場合
  公的年金等の収入－７０万円
- 公的年金等の収入が３３０万円未満（６５歳以上）の場合
  公的年金等の収入－１２０万円

給与収入がある方へ
～私は申告するの？しないの？～

※年金収入と給与収入が両方ある方は、上記「年金収入がある方へ」をご覧ください。

スタート!

- 給与収入が2,000万以上あった
  - はい → 税務署に申告をする（確定申告）
  - いいえ ↓
- 勤務先で年末調整をした
  - いいえ → 税務署に申告をする（確定申告）
  - はい ↓
- 勤務先は１ヶ所のみだった
  - はい → 所得税の還付を受ける → はい → 年末調整で申告した以外の各種控除（医療費、障がい者、生命保険料、扶養控除等）を追加で申告する → いいえ → 勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されているか。
    - はい → 申告の必要はありません
    - いいえ → 市役所に申告をする（市民税・県民税申告）
  - いいえ ↓
- 主な給与以外（副業の給与や前職の給与）の収入金額と給与所得以外の所得金額を合わせて20万円を超える
  - はい → 所得税の還付を受ける → はい → 年末調整で申告した以外の各種控除（医療費、障がい者、生命保険料、扶養控除等）を追加で申告する → いいえ → 勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されているか。
    - はい → 申告の必要はありません
    - いいえ → 市役所に申告をする（市民税・県民税申告）
  - いいえ → 税務署に申告をする（確定申告）

正しく申告して
より良いまちに！

■障害年金・遺族年金は非課税所得のため、所得税、市民税・県民税を計算するうえでの収入には含みませんが、前年中、障害年金・遺族年金以外に収入が無かった方でも一部の行政サービスに影響する場合があるため、市民税・県民税の申告をご案内しています。
■繰越控除の適用を受ける場合などは、所得税の確定申告が必要です。
■確定申告を行った場合は市民税・県民税申告を行う必要はありません。

◇軽自動車税について

問　市民税課　法人諸税係　☎048-922-1049

■原動機付自転車等の廃車や住所変更の手続きはお早めに！

軽自動車税は、毎年４月１日現在での軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。廃棄、譲渡、盗難等の理由で所有しなくなった場合や住所変更をした場合は早めに手続きしてください。

■原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車手続き

①標識（ナンバープレート）②標識交付証明書③所有者の印鑑を持参して草加市役所市民税課へ（盗難等により標識が無い場合はお問い合わせください）。その他の車種の手続きについては、各手続先にお問い合わせください。

車種	手続先
軽二輪（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	関東運輸局　埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会　埼玉事務所　春日部支所 ☎048-745-7733

※転出の場合、転出先の市区町村を管轄する事務所にお問い合わせください

初度検査から１３年が経過した軽三輪・四輪は税額が高くなります

初度検査年月（車検証に記載）から１３年が経過した軽三輪・四輪の内、環境負荷が大きい車両については、重課の対象となり、通常より税額が高くなりますのでご注意ください。

車種	重課適用後の税額
軽三輪	4,600円
軽四輪乗用自家用	12,900円
軽四輪乗用営業用	8,200円
軽四輪貨物自家用	6,000円
軽四輪貨物営業用	4,500円

平成31年度は**「初度検査年月」が平成18年３月以前の車両**が重課の対象です。

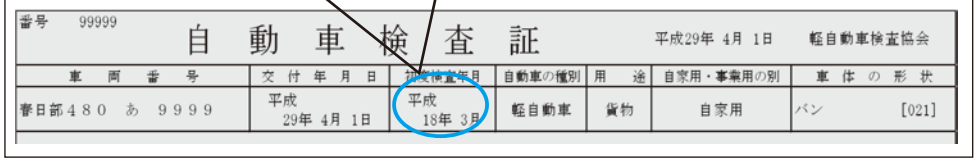

◇固定資産税・都市計画税について

問　資産税課　土地係 ☎048-922-1081　償却資産係 ☎048-922-1068
家屋係 ☎048-922-1092

固定資産税

固定資産税とは、毎年１月１日（賦課期日）現在の**土地・家屋・償却資産**の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

都市計画税

都市計画税とは、都市計画事業(道路・公園・下水道等の整備)又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内**にある土地・家屋の所有者が市に納める税金です。

償却資産

工場・商店等の経営や駐車場・アパートの貸付け等をしている会社や個人が、事業のために用いる構築物･機械･備品等を償却資産といい、固定資産税が課税されます。

なお、償却資産の取得価額から算出される課税標準額が１５０万円未満の場合は課税されません。また、**償却資産の所有者は、毎年１月１日現在の状況の申告が必要です。**

固定資産税･都市計画税の納税通知書は、毎年５月の連休明けに発送予定です。

✓納税通知書には所在地・評価額・課税標準額・税率・税額・納期限・納付場所等が記載されています。
✓お問い合わせの際は、納税通知書の表紙に記載されている通知書番号をお伝えいただくとスムーズです。

課税明細書の見方

納税通知書が届きましたら、課税明細書の内容の確認をお願いします！！

課　税　明　細　書　No.1

※　確定申告の際に必要な経費として計上する方は、この明細書をご利用ください。

区分	所在地 / 課税地目又は家屋の種類 / 減価分類 / 前年度固定資産税課税標準額(円) / 備考	仮分割番号又は家屋番号 / 課税地積･床面積(㎡) / 構造 / 前年度都市計画税課税標準額（円）	①評価額(円) / ②都市計画税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円) / 都市計画税相当額(円)	固定資産税軽減税額(円) / 都市計画税軽減税額(円)	共用持分(分子) / 共用持分(分母)
土地	○○町１２３－４		3,000,000	42,000		
	宅地	200.00	6,000,000	15,000		
	3,000,000	3,000,000				
	住宅用地の特例 ③		18,000,000			
家屋	○○町１２３－４	１２３－４	8,000,000	56,000		
	居宅	100.00 木造	8,000,000	20,000		
	軽減適用中（平成31年まで） ④		8,000,000	56,000		
家屋	○○町１２３－５	１２３－５	3,000,000	42,000		
	居宅	50.00 木造	3,000,000	7,500		
	軽減期間は前年度にて終了 ⑤		3,000,000			

①評価額
固定資産評価基準に基づいて評価された金額（実際の売買価格とは異なります）。

②課税標準額
原則として、①の評価額が課税標準額となり、税額の算出根拠となります。また、住宅用地等では特例措置が適用され、課税標準額が評価額よりも低く算定されています。

★税額の算出方法
課税標準額×税率＝税額
（税率：固定資産税1.4%　都市計画税0.25%）

③住宅用地の特例
住宅用地の特例が適用されている場合に表示されます。住宅用地・市街化区域農地については軽減措置が設けられています。

④軽減適用中
新築住宅は一定の要件により固定資産税が２分の１に軽減する措置があり、適用されている場合に表示されます。

⑤軽減期間は前年度で終了
④の軽減措置が終了した場合に表示されます。

よくあるご相談

Q．平成30年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたところ平成31年度分の固定資産税が高くなったのはなぜですか？
Ａ．固定資産税は、１月１日現在の土地の利用状況により課税が決まります。土地の上に一定の要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」で、税額が減額されます。しかし、住宅が取り壊され、平成31年１月１日現在住宅がない場合は特例が受けられないため、税額が高くなったものです。

Q．平成30年12月に土地と家屋を売買契約を締結し、２月に所有権移転登記をしましたが、５月に納税通知書が届いたのはなぜですか？
Ａ．地方税法の規定により、１月１日現在の登記簿に記載されている所有者にその年の納税義務があります。１月２日以降に所有権移転登記をしたり、家屋を取り壊した場合、平成31年度の固定資産税は全額あなた（売主）に課税されます。なお、売買の場合、契約上で売主と買主の間で月割り・日割り按分等でそれぞれに固定資産税を負担することもあるようですが、月数計算の始期については、固定資産税は年税であるため特に定められていません。

Q．平成27年に木造の住宅を新築しているが、平成３１年度分の税額が高くなったのはなぜですか？
Ａ．新築の住宅について、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（長期優良住宅の認定を受けた住宅等については５年度分）に限り税額が２分の１に軽減されています。この期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

Q．未登記の家屋を平成30年10月に取り壊したが、どのような手続きが必要になりますか？
Ａ．未登記の家屋を取り壊した場合は、課税取り消しを行うための滅失届を送付しますので、家屋係までご連絡をお願いします。なお、取り壊しに限らず、未登記の家屋を新築・増築した場合、または相続や売買等により所有者が変更となる場合も、届出が必要ですので家屋係へご連絡をお願いします。（未登記の物件かどうかわからない場合は、課税明細書に記載されています）

Q．共有名義で所有している物件の固定資産税について、納税通知書をそれぞれ分けて送ってほしいのですが。
Ａ．納税通知書については、代表者の方に全額分を送付しますので、分けて送付することはできません。

Q．共有名義の代表者を変更したいのですが。
Ａ．共有代表者の変更届が必要となりますので、詳しくは資産税課へご連絡をお願いします。

Q．土地・家屋の所有者が一時的に海外に転出することになりました。納税通知書の受け取りはどのようにすればよいですか？
Ａ．国内に住所を有していない納税義務者は、納税通知書を受け取る等、代理で納税に関する手続きを行う納税管理人を定める必要があります。「納税管理人申告書」の提出が必要となりますので、詳しくは資産税課へご連絡をお願いします。

Q．土地・家屋の所有者が亡くなり、相続が発生した場合、どのような手続きが必要になりますか？
Ａ．相続が発生した場合、法務局（登記所）で相続登記の手続きが必要となります。相続登記されますと、次年度から新たな所有者へ納税通知書が送付されます。
相続登記の手続きには、複数の提出書類がありますので、詳しくは法務局（登記所）へお問い合わせください。
すぐに相続登記ができない場合については「相続人代表者指定届」の提出が必要となりますので、詳しくは資産税課へご連絡をお願いします。
なお、相続登記を永年放置すると、その間にさらなる相続が発生して権利関係が複雑になり、登記の手続きが難しくなる場合がありますのでご注意ください。

◇納税について

問 《納税課》 納付について ☎048-922-1098　相談について ☎048-922-1124 ☎048-922-1126

暮らしを支える税金

納税は口座振替がおすすめです

■口座振替ができるもの

◯市民税・県民税（普通徴収）　◯固定資産税・都市計画税　◯軽自動車税　◯国民健康保険税

お申込みは簡単!!

納税通知書に記載された金融機関の窓口へ

【必要書類】納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印
【申込方法】納付書に記載された金融機関の窓口または納税課に備え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印してください。口座振替依頼書が手元にある場合は持参してのお申込みもできます。

■各期の納期限40日前（依頼書が市へ到着したもの）までに申込むと、その納期から利用できます。
■残高不足等で口座振替ができなかった場合や納期限が過ぎている場合は口座振替（再振替）できません。納付書を使用して金融機関または市役所で納付してください。
■口座振替の領収書として各税目年１回最終期の納期限の翌月に口座振替済通知書を発送します。
※国民健康保険税については年2回（12月・３月）発送します。年末調整や確定申告時に控除資料として使用できます。

全期前納口座振替の開始について

※全期前納口座振替をしても年税額は変わりません。

■市民税・県民税（普通徴収）と固定資産税・都市計画税について、第１期の納期限日に年税額を一括して振替する「全期前納口座振替」を開始します。詳細については、来年度発送される平成31年度納税通知書をご確認ください。
■今現在、市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税を口座振替されている方で、平成31年度から全期前納口座振替を希望される方は、平成31年３月15日(金)(郵送必着)までに現在の登録口座の通帳、平成30年度の納税通知書を持参の上、草加市役所納税課・各サービスセンターの窓口で手続きするか、草加市役所納税課まで申込書を郵送してください。申込書は草加市のホームページからダウンロードすることもできます。

草加市　口座振替　検索

コンビニでも納税できます

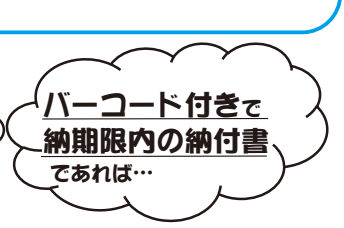

■コンビニで納付ができるもの

◯市民税・県民税（普通徴収）　◯固定資産税・都市計画税　◯軽自動車税　◯国民健康保険税

■納税通知書に同封されている納付書（バーコード付き）は、納期限内に限りコンビニでの納付ができます。
■各期の納付額が30万円を超える場合、コンビニでは納付できません。
■**納期限を過ぎるとコンビニで納付できません。**納付書に記載された金融機関または市役所の窓口で納付してください（延滞金が発生する場合があります）。

市税等の納期スケジュール

平成31年度の納期のスケジュールは以下のとおりです。
納付忘れのないようご注意ください。

平成31年度 草加市市税等納期一覧表

税目＼期別	1期	2期	3期	4期	
市民税・県民税（普通徴収）	平成31年 7/1(月)	9/2(月)	10/31(木)	平成32年 1/31(金)	※元号（平成）が改正されたあとは読み替えてください。
固定資産税・都市計画税	平成31年 5/31(金)	7/31(水)	平成32年 1/6(月)	3/2(月)	
軽自動車税	平成31年5月31日(金)（全　期）				
税目＼期別	1期	2期	3期	4期	
国民健康保険税	平成31年 7/1(月)	7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	
	5期	6期	7期	8期	9期
	平成31年 10/31(木)	12/2(月)	平成32年 1/6(月)	1/31(金)	3/2(月)

水曜日夜間・日曜日午前中も窓口開庁しています

毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に窓口を開設して皆さまの利便性の向上を図っております。

【水曜日】　8:30~21:00まで（祝日・年末年始を除く）
【日曜日】　9:00~12:30まで（年末年始を除く）

■納税課の窓口でできること
市税・国民健康保険税の納付、納税相談、納税証明書発行
※**納税相談は業務終了30分前までにお越しください。**

納税コールセンターからのご案内

納税コールセンターから納付のご案内をしています。
草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対して、電話による納付の呼びかけを行っております。
なお、納税コールセンターが**口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でＡＴＭの操作を指示することはありません。**
ご注意ください。

納税相談を実施しています

納期限までに納付が困難な方には、納税相談をご案内しています。
ご希望の場合は、**納税義務者本人もしくは同一世帯のご家族**が市役所納税課窓口までお越しください。

納税しないで放置されますと、「財産の差押（滞納処分）」を受けることがあります。

財産とは　給与・年金　売掛金　預貯金　不動産　生命保険　等です

納期限を過ぎると「延滞金」が加算されます

【平成３１年の延滞金の割合年8.9%　(※納期限後１か月間は年2.6%)】

5万円を1年間滞納した場合　⇒　4,100円
10万円を1年間滞納した場合　⇒　8,300円
50万円を1年間滞納した場合　⇒　41,900円
100万円を1年間滞納した場合　⇒　83,800円　（※金額は目安です）

延滞金の減免制度を設けています

対象となるのは、※「納税の誠意」がある方で、減免期間は認定日から1年間です。また、これまでに滞納がなく、納付ができなくなった原因が要件に該当する方に限ります。要件は複数ありますので、納税相談時にご確認ください。認定を受ける際には、要件の事実を証明する書類等が必要になります。
※「納税の誠意」とは、市税を優先的に納付しなければならないことを認識していることをいい、滞納がある方は対象になりません。

納税の猶予制度（徴収猶予・換価の猶予）を設けています

災害、疾病その他の事実等により、納税者が市税等を一時に納付することができないとき、その事実を証明する書類等を添えて申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。要件や必要書類等につきましては、納税相談時にご確認ください。